

## 定期検査報告に基づく「既存不適格」事項に関するお知らせ

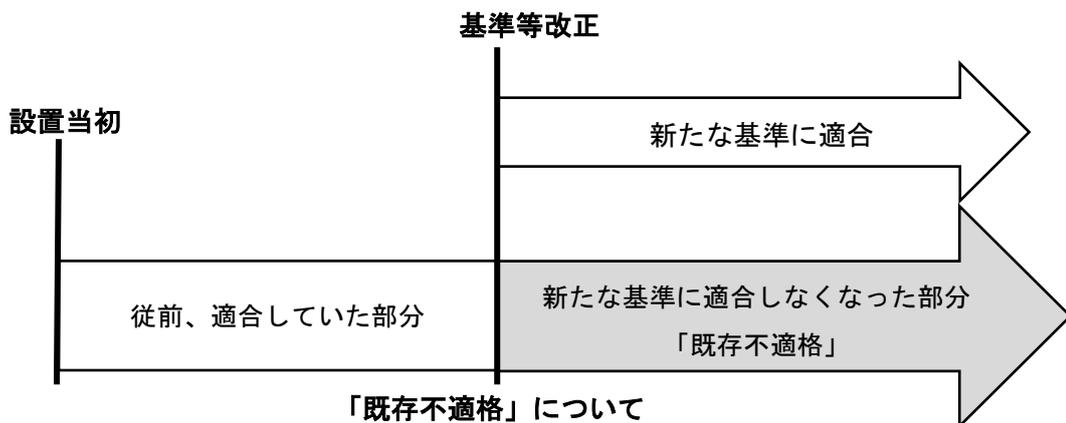
日頃よりエレベーター等の適切な維持管理に努めていただき、厚く御礼申し上げます。

さて、貴所有・管理のエレベーター等は設置完了後に所定の検査を行うことで、設置当初の建築基準法等に適合していた場合、建築主事等から検査済証の交付を受けております。

しかしながら、安全性向上等の理由により建築基準法等が改正され、新たな基準が適用されることとなります。

新たな基準が適用される前に設置されたエレベーター等は、新たな基準に適合しなくなる場合が御座います。このような場合を一般に、「既存不適格」といいます。(下の図、網掛け部分)

法律上「既存不適格」となったエレベーター等について、新たな基準への適合を強制するものではありませんが、エレベーター等は多数の方が利用されますことから、地震や不測の事態に備え改修を行うことが望ましいといえます。



現在、設置されているエレベーター等が「既存不適格」となる主な要因は下記のとおりです。

- ・「戸開走行保護装置」の未設置。(エレベーター乗降用の扉が開いた状態で、上下に動いてしまう事故を防ぐために設けられるもの。)
- ・「地震時等管制運転装置」の未設置。(地震時、エレベーター内に閉じ込められる事故を最小限にするために設けられるもの。)

貴所有・管理のエレベーター等の状況確認及び改修方法等については、製造会社又はご契約の保守会社にお問い合わせください。

また、「戸開走行保護装置」を当面設置することが難しい場合には、設置するまでの安全措置を併せてご検討ください。

なお、このお知らせは「既存不適格」の指摘の無いエレベーター等の報告書にも添付させていただいております。

[参考] 埼玉県内特定行政庁一覧表

行政庁名	担当課	行政庁名	担当課
埼玉県	建築安全課	草加市	建築安全課
川口市	建築安全課	春日部市	建築課
さいたま市	建築行政課	狭山市	建築審査課
川越市	建築指導課	新座市	建築審査課
所沢市	建築指導課	熊谷市	建築審査課
越谷市	建築住宅課	久喜市	建築審査課
上尾市	建築安全課		

※ エレベーター等にはエスカレーター、小荷物専用昇降機などが含まれます。